

# 「宗教的情操教育論」について

洗 建 (駒沢大学)

## 1 はじめに

宗教教育の問題に関して、宗派的な宗教教育と区別して、宗教的情操教育を推進しようというような奇妙な議論が行われているのは、日本だけである。このような議論が行われるようになったのは、宗教に関する日本の教育政策の歴史と関係がある。日本では、明治の初期には、神官・僧侶が免状を得て神社寺院で学校を開き、学科時間外であれば、宗教教育を行うことも許されていた。しかし、ミッションスクールの発展を通して、キリスト教が国民に浸透することを恐れた政府は、明治32年「一般ノ教育ヲ宗教以外ニ特立セシムル件」という訓令を発して、私立学校を含むすべての学校から宗教教育を閉め出した。日本における宗教に関する教育の混迷は、このときに始まるというべきであろう。立教中学のように、生徒の学校卒業の資格を守るために、宗教教育をあきらめて普通の中学として存続する道を選ぶもの、明治学院のように宗教教育を守るために各種学校の道に進むものなど、苦難の選択が強いられた。

しかし、政府は昭和7年(1932年)「〈一般ノ教育ヲ宗教以外ニ特立セシムル件〉解釈ニ関スル件」(宗教局普通学務局通牒発第102号)を発し、宗教的情操教育の必要性を認め、さらに昭和10年(1935年)、「宗教的情操ノ涵養ニ関スル留意事項」という文部次官通牒を出して、学校に於ける宗派的教育は認められないが、宗教的情操の涵養は極めて重要であるとした。このように宗派的教育とは別に、一般的な宗教情操教育が可能であると考えようになったのは、おそらく、1917年に出たオットーのDas Heiligeや、1925年のマクドゥーガルのAn Introduction to Social Psychologyなどの「あらゆる宗教に共通する、

普遍的な宗教的情操が存在する」という当時としては新しい学説に飛びついて、これを学校教育に導入すべきであると進言する者があったのであろう。大正デモクラシー以降、社会主義思想の普及や労働運動の展開をおそれていた政府は、これを押さえ込むために宗教の力を利用しようとして、学校教育に宗教的情操教育を取り入れることに方針転換したものとされる。

## 2 宗教的情操とは何か

しかし、特定の宗教とは関わりのない宗教的情操などというものが果たして存在するであろうか。宗教的情操とは、宗教的信仰に伴う感情の体系である。宗教の世界が、感謝や法悦、畏れや憧れなど、様々な感情に満たされた世界であることはいうまでもない。感情はその時々で動き、移ろうものであるが、その底流に一貫して流れる宗教に向けられた基調的感情が情操である。情操が信仰に伴う感情の体系なのだから、特定の宗教を離れた信仰が存在しない以上、特定の宗教を離れた一般的、普遍的な宗教的情操もあり得ないというべきではないのか。オットーやマクドゥーガルの学説は、大変有名なものではあるが、その発表当初から、その内容は著者自身の信仰の投影にすぎないという批判があり、今日の宗教心理学ではそれぞれの宗教にそれぞれの宗教的情操があることを認めるとしても、一般的・普遍的な内容の宗教的情操などというものは存在しないと考えるのが、定説化しているというべきであろう。宗教的情操の意義を認め、これを論じたオールポートにおいても、宗教的情操の展開様式の発達を論じたのであり、宗教的情操の内容がいかなるものであるのかは論じていない。

宗教教育推進論者は、特定の宗教に関わらない一般的宗教情操の例として、しばしば「生命の根元に対する畏敬の念」などをあげる。なるほど、生命の神秘を前にして、おののくような命への尊崇の感情は、多くの宗教に見られる情操であるかも知れない。そして、命の大切さを学校で教えることも可能かも知れない。しかし、通常の授業において、命の大切さを知的に理解させることは出来ても、「畏敬の念」、つまり、生命の神秘におののく感情まで植え込むことが出来るだろうか。宗教的な信仰を離れて、このような感情を与えることは不

可能であると考えられる。

### 3 宗教的情操の形成

宗教的情操は、宗教的理念や思想を受け身で理解するだけで形成されるものではない。それでは、宗教的情操はどのようにして形成されるのであろうか。それは礼拝や儀礼を含む何らかの宗教的な実践活動を積み重ねることによって、形成されるのである。そのことはいわゆる情操教育科目、すなわち音楽や絵画などの科目を想起すれば容易に理解できるであろう。これらの科目では、理論や歴史を学ぶのみではなく、むしろ鑑賞、演奏、描画などの実践活動が中心であり、これを通して情操を涵養しているのである。自ら宗教的实践を行えば、そこには必ず感覚的、感情的な体験を伴う。このような体験の積み重ねによって情操が形成されてくるのである。特定の宗教を離れた礼拝も、儀式も実践もあり得ないことは明かであるから、特定の宗教を離れた宗教的情操教育もあり得ないのである。宗教情操教育推進論者は、宗派性を離れた一般的宗教情操の名の下に、意識的、無意識的に、自分が好意を寄せる宗教の価値をすり込む教育を目指しているといわねばならない。

実際、特定の宗派的教育を禁止しながら、「宗教的情操教育は重要である」とした戦前の教育では、何が行われてきたのか、振り返ってみればその間の事情は明白である。前述した通牒「宗教的情操ノ涵養ニ関スル留意事項」では、「学校ニ於テ宗派的教育ヲ施スコトハ絶対ニ之ヲ許サザルモ人格ノ陶冶ニ資スル為学校教育ヲ通ジテ宗教的情操ノ涵養ヲ図ルハ極メテ必要ナリ（但シ学校教育ハ教育勅語ヲ中心トシテ行ハルベキモノナルガ故ニ之ト矛盾スルガ如キ内容及方法ヲ以テ宗教的情操ヲ涵養スルガ如キコトアルベカラズ）」と述べているのであって、実際に学校で実施されたのは、決して特定宗教を離れた情操教育ではなく、国家神道的情操のすり込み教育であったのである。皇国仏教はこれを受け入れ、仏教儀式の形をとりながら、国家神道教育を行ったのである。それは単に国家神道思想の知的教育にとどまらなかった。校長が教育勅語を奉読するときには、生徒は直立不動の姿勢をとることが求められ、奉読が終われば勅語の「御名御璽」に対して、最敬礼をすることが要求された。儀式、礼拝を

伴っていたのである。紀元節、天長節などの祝日には、授業は行われなかったが、決して学校が休みになったわけではない。それぞれの祝日の意義についてのお話を聞かされ、そしてここでも橿原神宮や皇居に向かって遙拝するという儀式を伴っていたのである。さらに、日常的に生徒を地元の神社参拝に連れて行ったり、学校には御真影を安置する奉安殿を設置し、その前を通るときには最敬礼することを要求した。このような儀式、儀礼を実践させることによって、天皇に対する畏敬の念、畏れ多いという感情をすり込んでいったのである。

もちろん、現在の宗教教育推進論者が、すべて国家神道復活を目論んでいるものと断定することは出来ない（が、その復活を願っている者もいることは事実である）。しかし、宗教的情操の涵養には、このような何らかの儀式、儀礼などの宗教的实践を行わなければならない以上、何か国家神道に代わる国民的宗教を（特定の宗教ではないと称して）創唱することにならざるを得ないのであって、これが国民の信教の自由を侵害する極めて危険な試みになることは言う待たないのである。仏教や神道などの「伝統・文化の形成に寄与してきた宗教」を特別扱いにしようとする論者の提言も、このような意図に無関係ではないといわなければならない。

#### 4 宗教に関して、何を教育すべか

国・公立の学校における宗教に関する教育は、信教の自由を保障するという憲法の基本原則に立つて行われなければならない。宗教的・世界観的価値の選択・決断はあくまで学生、生徒（または両親等）の自主性にゆだねられるべきものであるから、学校における教育はその選択を助けるために、宗教に関する客観的知識を与え、理解を深めさせることに止まらなければならない。宗教的価値のすり込みにつながる情操教育の実施などは論外である。現行の教育基本法第九条は、この原則に立脚するものであり、改正の必要がないというより、今後ともしっかりと守っていく必要のある規定である。宗教に関する知識教育は、現行法でももちろん許されているのであって、これが許されないとする解釈では、歴史や文化に関する教育は一切不可能になるので、正しい解釈ではな

い。現行のカリキュラムにおいても、歴史や倫理の教科において、宗教の歴史や思想についての教育は現に行われている。特に高等学校の倫理の教科では、世界の主要な宗教思想が、哲学など世俗の思想、イデオロギーと共に公平に取り上げられているので、教材として特段の問題はないようである。ただ、教員が特定の宗教やイデオロギーに肩入れする危険を避けるためには、宗教別の思想の概観や思想の展開の記述は歴史の教科にゆだね、倫理では宗教を構成する各要素、すなわち、世界観、人間観、他界観、価値観などごとに、各宗教を比較してその特徴を理解させるような構成になっている方が、望ましいのではないと思われる。

現状においても、宗教思想の知識教育はある程度行われているのだが、それでは宗教に関する教育の現状に全く問題がないのかといえばそうではない。倫理などの教科が受験にあまり役立たないので、これを選択する者があまりに少ないなどの問題もあるが、もっと根本的な問題は、宗教やイデオロギーが持つ意味や働きについてほとんど教えられていないという点であろう。学校における教育は、科学的知識の教育が中心であるが、科学がもたらす知識と、宗教やイデオロギーの思想とは、外形的に類似していても、その性質は全く異なるものである。科学的知識は、それ自体に価値を内包するものではないから、これを理解し、納得しても、そのことによって動機づけられ、行動に駆り立てられることはない。ただ、人が何らかの動機によって、事を為し遂げようとするときに、いかにすれば、これを為し遂げることが出来るのか、その判断を助けることが出来るのみである。一方、宗教やイデオロギーは、それ自体が世界観、価値観を内包しているので、これを受け入れるとき、人は自らの生き方を動機づけられ、行動に駆り立てられる。人生を決定する働きをもっている。そして、それは基本的に主観性を持つものであり、客観的にいずれが正しいかというような基準はない。宗教やイデオロギーに関して教育するにあたっては、このことを十分に理解させることが、決定的に重要である。もちろん、このような理解をさせることは、あまりに幼い児童には困難であるかも知れない。しかし、中等教育後期の段階では、ある程度可能なのではないか。

つまり、世界の主要な宗教について、その歴史や思想内容を中立的立場から

教えると共に、その働きや意義について理解させ、学生・生徒の選択・決断に備える教育、それが国・公立学校における宗教に関する教育として、許される範囲であり、また求められるところであると思われる。その意味では、宗教を構成する要素、つまり、世界観、人間観、他界観、価値観などごとに、各宗教を比較してそれぞれの特徴を把握させ、それが文化、社会、人間生活に及ぼす影響や働きを理解させるような教材構成にする方が望ましいように思われる。そのような教育は、一般社会や両親にも広く見られる宗教への無関心、宗教の重要性に対する認識の欠如を解消する上でも、有用なのではないか。

このような教育を進めていく上での問題は、これをなし得る教員をいかにして確保するかということであろう。宗教に対する中立的なアプローチということは、言葉で言うほど簡単なことではない。人間は誰しも、自分の価値観を持っているので、これに左右されることなく、中立的なアプローチ（諸宗教間の中立のみではなく、宗教と世俗の間でも中立でなければならない）をするには、それなりのトレーニングを必要とする。この教科を扱う教員は、最も厳格な意味での宗教学（仏教学やキリスト教学、神道学などとは区別される価値中立的な科学としての宗教学、宗教人類学など）を学ぶ必要がある。それも単に宗教学の授業を一年間受講した程度では不十分であり、ゼミなどで自ら宗教を取り扱う研究を行ってみる修練を経なければならない。そのためには、教員免許制度の改正（現行の「宗教科」の免許では不相当である）、教員養成大学のカリキュラムの改正など、計画的な教員養成が必要であり、安直な教員研修程度では対応できないものと思われる。

## 5 結び

宗教教育推進論者達は、教育の現場で、宗教の問題が軽視されている現状に対する不満から、宗教の重要性を認識させたいという思いに出ているものだろうが、彼らの主張は「ひいきの引き倒し」になっており、宗教的価値を植え付ける宗教情操教育を推進したり、神道や、仏教に偏った教育を要請したりして、信教の自由を保障し、そのための政教を分離する（国家機関、つまり国・公立の学校の宗教的中立性）という憲法の基本原則を踏み外しているのでは

る。

国・公立の学校における宗教に関する教育については、信教の自由の保障、政教分離という憲法原則の下で、考察されなければならない。憲法改正論議も高まってきているが、信教の自由の保障（人権の尊重）という原理は、国連宣言でも確認されている世界の普遍的原理であり、いかなる憲法改正が行われる場合にも、これをゆるがせにする事があってはならない。また、信教の自由を本当に保障するためには、国家の宗教的中立性は不可欠なのであり、政教分離は必然の制度であると考える。宗教に関する教育は、私立学校においてはその自由が保障されなければならないし、国・公立の学校においては、いかなる意味でも宗教的価値のすり込み教育は行われてはならない。国・公立の学校においては、学生、生徒が、自ら宗教や世界観を選択し、決断をする上で、その判断を助けるための知識や理解を与えるための教育に徹するのでなければならない。

#### 参考資料

- 1 明治6年3月13日布達27号甲「神官僧侶社寺内ニ中小学校ヲ開設ノ事」  
「教化ノ儀ハ至急ノ要務ニ候得ハ各地方ニ於テ夫々着手可相成ハ勿論ニ候就テハ神官僧侶ニ於テモ有志ノ輩ハ其社寺内ニ中小学校相開候儀不苦候此段相違候也但中小学校相開候者ハ学制ニ準拠可有之事」  
さらに、「学制二篇」を公布、矢継ぎ早に改正して、このように学校において宗教教育を行う場合は、学科時間外なら良いが、そのために学科時間を減らすのは、1週4日2時間以内でなければならない等とされた。
- 2 明治32年文部省訓令第12号「一般ノ教育ヲシテ宗教以外ニ特立セシムル件」。  
「一般ノ教育ヲシテ宗教ノ外ニ特立セシムルハ学政上最必要トス依テ官立学校及学科課程ニ関シ法令ノ規定アル学校ニ於テハ課程外タリトモ宗教上ノ教育ヲ施シ又ハ宗教上ノ儀式ヲ行フ事ヲ許ササルヘシ」
- 3 昭和10年11月28日文部次官通牒発普160号「宗教的情操ノ涵養ニ関スル留意事項」  
「明治三二年文部省訓令第一二号ハ当該学校ニ於テ特定ノ教派宗派教会等ノ教義ヲ教ヘ又ハ儀式ヲ行フヲ禁止スルノ趣旨ニ有之宗教的情操ヲ涵養シ以テ人格ノ陶冶ニ資スルハ固ヨリ之ヲ妨グルモノニアラズ然ルニ從來之ガ運用ニ関シ往々其適正ヲ欠キ為ニ教育上遺憾ノ点無之トセザルヲ以テ今般此等学校ニ於ケル宗教的情操ノ涵養ニ関シ留意スベキ要項ヲ左ノ通定メタリ依テ学校当事者ニ対シ篤ト其ノ

趣旨ヲ示達シ以テ遺憾ナキヲ期セラレ度此段依命通帳ス

記

一、宗派的教育ハ家庭ニ於ケル宗教上ノ信仰ニ基キテ自然ノ間ニ行ハルルト共ニ宗教団体ノ活動ニヨル教化ニ俟ツモノニシテ学校教育ハ一切ノ教派宗派教会等ニ対シテ中立不偏ノ態度ヲ保持スベキモノトス

二、学校ニ於テハ家庭及社会ニ於ケル宗派的教育ニ対シ左ノ態度ヲ保持スベキモノトス

1、家庭社会ニ於テ養成セラレタル宗教心ヲ損コトナク生徒ノ内心ヨリ発現スル宗教的欲求ニ留意シ苟モ之ヲ軽視又ハ侮蔑スルガ如キコトナカラシムコトヲ要ス

2、正シキ信仰ハ之ヲ尊重スルト共ニ苟モ公序良俗ヲ害フガ如キ迷信ハ之ヲ打破スルニカムベシ

三、学校ニ於テ宗派的教育ヲ施スコトハ絶対ニ之ヲ許サザルモ人格ノ陶冶ニ資スル為学校教育ヲ通ジテ宗教的情操ノ涵養ヲ図ルハ極メテ必要ナリ（但シ学校教育ハ固ヨリ教育勅語ヲ中心トシテ行ハルベキモノナルガ故ニ之ト矛盾スルガ如キ内容及方法ヲ以テ宗教的情操ノ涵養スルガ如キアルベカラズ）

宗教的情操ノ涵養ニ関シ学校教育上特ニ留意スベキ事項大凡左ノ如シ

1、修身、公民科ノ教授ニ於テハ一層宗教的の方面ニ留意スベシ

2、哲学ノ教授ニ於テハ一層宗教ニ関スル理解ヲ深メ宗教的情操ノ涵養ヲ意ヲ用フベシ

3、国史ニ於テハ宗教ノ国民文化ニ及ボシタル影響、偉人ノ受ケタル宗教的感化、偉大ナル宗教家ノ伝記等ノ取扱ニ留意スベシ

4、其他ノ教科ニ於テモ其ノ教材ノ性質ニ応ジ適宜宗教的の方面ニ注意スベシ

5、宗教ニ関スル適當ナル参考図書ヲ備ヘ生徒ノ修養ニ資セシムルモ亦一方途タルベシ

6、追弔会、理科祭、遠足、旅行等ニ際シテハ之ヲ利用シテ宗教的情操ノ涵養ニ資スベシ

7、授業ニ差支無キ限り適當ノ機会ニ於テ高德ナル宗教家等ノ修養談ヲ聴カシムルモ亦一方途タルベシ

8、校内又ハ校外ニ於ケル教員及生徒ノ宗教ニ関スル研究又ハ修養ノ機開ニ対シ適當ナル指導ヲ加ヘ寛容ノ態度ヲ保持セシムベシ

9、以上ノ各項ノ実施ニ際シテハ一宗一派ニ偏セザル様特ニ注意スベシ



4 マクドゥーガルの宗教情操

